

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

特定の外国において提供すること等を目的とする取引について経済産業大臣の許可を要する特定技術から、数値制御装置の附属装置の設計に係る技術を除外することとすること。
(別表関係)

第二 輸出貿易管理令の一部改正

経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、電気制動シャッター等を除外する等所要の規定の整備を行うこと。
(別表第一関係)

第三 附則

一 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。
(附則第二項関係)